

特別免許状の授与に係る検定基準

教育職員免許法（以下「法」という。）第5条第2項の規定により特別免許状を授与するための教育職員検定の基準は、次に定めるところによる。

1 教育職員検定の対象者

次の（1）から（4）の要件をすべて満たす者を対象とする。

- （1）法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者。
- （2）担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者。
- （3）社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。
- （4）教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的実施に特に必要があるとして推薦した者。

2 教育職員検定

法第6条第1項の規定により、受験者の人物、学力、実務及び身体等について教育職員検定を行うが、具体的な観点、判断の方法及び、提出書類は次のとおりとする。

なお、合格の決定をするときは、「特別免許状の授与に係る意見聴取要綱」第2条に基づき選定した者からの意見を参考とする。

（1）人物について

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、主として人物に関する証明書（様式第3号）、推薦書（様式第6号の2）及び本人の申請（志願）理由（「特別免許状授与申請（志願）理由」別記様式）により確認する。

教育職員として適当と認められる者でなければならない。

（2）学力又は実務について

教科に関する専門的な知識経験又は技能は主として、推薦書及び担当する教科に関する専門的な知識経験若しくは技能に関する証明書又はこれに代わるものにより確認する。

なお、担当する教科の教育課程並びに学習指導等から判断し、学校教育の効果的実施が期待できるものでなければならず、原則として、担当する教科に関する十分な実務経験若しくはそれに相当する能力を有し、次のいずれかに該当することとする。

① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

ア 平成3年文部科学省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

イ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ウ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- ・ アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- ・ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
- ・ スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

② 次に例示するような教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

- ア 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- イ 外国にある教育施設における勤務経験
- ウ 大学における助教、助手、講師経験
- エ 各種競技会等に向けた選手等としての活動
- オ 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験

③ 教科に関する専門的な知識経験又は技能に関して、以下に示す資格や実績を有すること。

- ア 外国の教員資格の保有
- イ 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- ウ 修士号、博士号等の学位の保有
- エ 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていること。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていること。）
- オ 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の宮崎県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

④ ①から③に準ずること。

(3) 身体について

身体に関する証明書（様式第4号）によって確認する。
職務遂行上支障ないと認められる者でなければならない。

(4) 任命権者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施について

申請者が勤務予定校に教員として配置されることにより、学校教育が効果的に実施されることについて、次の①及び②の要件を満たすことを確認する。

- ① 推薦書において、任命者又は雇用者が、申請者を勤務予定校に教員として配置することによって実現しようとしている教育内容が、具体的に示されていること。
- ② 申請者に対して、特別免許状を授与する必要があること。ただし、以下に例示するように、①の教育内容を踏まえた上で、その実現のために必ずしも申請者に特別免許状を授与する必要がない場合にあつては、授与要件を満たさないものとする。
 - ア 必ずしも申請者を教員として任命又は雇用する必要がない場合（申請者をゲストティーチャー、チームティーチングにおける補助、放課後や土曜日に自主的に実施される教育課程外の活動に活用する場合等）
 - イ 臨時免許状の授与で足りる場合（3年以内の短期間における教育内容である場合等）
 - ウ 免許状を要しない非常勤講師（特別非常勤講師）としての届出で足りる場合

(5) 提出書類

- ① 教育職員検定願（様式第2号の2）
- ② 人物に関する証明書（様式第3号）
- ③ 身体に関する証明書（様式第4号）
- ④ 卒業、修了又は資格に関する証明書
- ⑤ 担当する教科に関する専門的な知識経験若しくは技能に関する証明書又はこれに代わるもの
 - ア 実務成績証明書（様式第2号）（学校等で講師等の経験がある場合）
 - イ 実地に関する経験又は技術の証明書（様式第4号の2）
- ⑥ 推薦書（様式第6号の2）
- ⑦ 本人の申請（志願）理由（「特別免許状授与申請（志願）理由」別記様式）
- ⑧ 免許状の写等又は授与証明者（普通免許状又は特別免許状を有する場合）
- ⑨ その他、宮崎県教育委員会が特に必要と認める書類

3 意見聴取の方法

教育職員特別免許状の授与に係る意見聴取要綱を別に定める。

4 留意事項

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、次の事項について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

(1) 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画、指導案、教材の作成、指導方法及び指導技術等に通じていないと考えられることから、勤務予定校等において、普通免許状所有者が指導、支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すこと。

加えて、申請者が、勤務予定校において、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当する予定である場合には、当該研修において、これらの内容についても扱われること。

(2) 学習指導要領等の共通理解のための体制について

申請者が、基本的な日本語力が不十分な場合にあっては、教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、任命者又は雇用者、勤務予定校等において説明、支援を行うこと。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は宮崎県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。